

## 16. 預金等の不正な払戻しへの対応に係る預金規定（特約形式）の制定について

小田原第一信用組合では、個人のお客さまに対する盗難通帳等による被害の補償につきまして、平成20年8月1日より既往の各種預金・定期積金の規定に特約形式で預金等の不正な払戻しへの対応に係る規定を制定いたしました。

上記特約には、主に盗難通帳による被害の補償に関する条項により、当組合が補償を実施する場合を規定いたしました。

なお、保証対象外となる場合、または補償額が一部減額となる場合がございますので、下記内容をご確認いただき、預金通帳やご印鑑の管理を、厳重に行っていただきますようお願い申し上げます。

また、預金の払戻しの際に、お客様の権限確認のための追加的に本人確認書類の提示等の手続を求める場合がございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

個人のお客さまにおかれまして、

- (1) 通帳等の盗難に気付いてからすみやかに当組合へ通知が行われていること
- (2) 当組合の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- (3) 警察に被害届をご提出いただくこと

を前提に、原則として通知が行われた日から30日前の日以降の払戻しについて、当該通知が通帳等が盗難された日から2年を経過する日に行われている場合には、補償は行わないこととします。

なお、当組合が善意無過失でありお客さまに過失があると当組合が証明した場合の被害補償額は4分の3となります。

さらに、お客さまに重大な過失がある場合、お客さまの配偶者、二等親以内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人により行われた場合、またはお客さまが被害状況の説明において、重要事項について虚偽の説明を行った場合には被害補償の対象とはなりません。

\*詳細につきましては特約書をご参照ください。

\*この取扱いは、個人のお客さまに限り適用させていただきます。

\*補償対象外となりうるお客さまの「重大な過失」や、減額補償の対象になりうるお客様の「過失」事例につきましては、特約の【重大な過失またか過失となりうる場合】についてをご参照ください。

取扱いに関してご不明な点がございましたら、お手数ですが窓口までお問合せください。